

第24回統計データの二次的利用促進に関する研究会 議事概要

- 1 日時：平成29年3月17日（金）10:00～12:00
- 2 場所：総務省第二庁舎 7階中会議室
- 3 出席者：廣松座長、縣委員、伊藤委員、玄田委員、安田委員
横山官房審議官、吉牟田統計企画管理官、中村調査官
《オブザーバー》
総務省（統計局、統計委員会担当室）、財務省、文部科学省、厚生労働省、農
林水産省、経済産業省、国土交通省、独立行政法人統計センター
《審議協力者》
（独立行政法人統計センター）椿理事長
（統計研修所）小林教授
（野村総合研究所）小島主任コンサルタント
（独立行政法人統計センター）南研究員
《事務局》
総務省政策統括官（統計基準担当）統計企画管理官室（佐藤専門官、越補佐）
- 4 議題：（1）オンサイト利用の試行運用の進捗状況について
（2）諸外国のオンサイト利用の実態に係る調査研究の結果報告
（3）一般用マイクロデータについて
（4）統計改革等の動きについて
- 5 議事の概要及び意見等
（1）議題1 オンサイト利用の試行運用の進捗状況について
統計局から、資料1「オンサイト利用の試行運用の状況」の説明が行われた。説明
後、意見交換及び質疑応答が行われた。

（意見交換及び質疑応答の概要）
 - 資料1の「公表済み調査の最新のもの」について、経常調査を利用している過程で
最新のものが公表された場合、どのように対応するのか。また、利用申請時点では公
表プロセス中だが、利用過程で公表が完了した場合、それを使うには再申請が必要
なのか、又はその申請は簡略化されたものになるのか。（伊藤委員）
→ 試行運用においては、「現時点」で最新のものを提供する。なお、経常調査につ
いては直近2か年分のデータを準備している。（統計局）
 - 段階的に拡大とのことだが、利用範囲が広がったことの周知をどのように行うか。
（玄田委員）
→ 公的統計マイクロデータ研究コンソーシアムのシンポジウム等で情報発信したい。
（統計局）
→ ホームページ等で迅速な情報提供をしないのか。（玄田委員）

- 本格運用に当たって検討したい。試行運用は、制度や運用の検討を目的としているので、利用者にもそれに一緒に取り組んでほしいと考えている。(統計局)
- 試行運用だからこそ、より多くの人にアクセスしてもらわないと実験的にやる効果が薄いので、試行だから慎重に情報提供するというロジックにはならないように思う。(玄田委員)
- ご指摘のとおり、使ってもらわないと検討が進まないなので、利用を広げていきたい。(統計局)
- 試行運用は利用してもらって問題点を洗い出すことが重要なので、準備の整った大学には積極的に利用が増えるように努力するよう促してほしい。(廣松座長)

(2) 議題2 諸外国のオンサイト利用の実態に係る調査研究の結果報告

野村総合研究所の小島氏から、資料2「統計マイクロデータ利用の安全性確保に関する調査研究」及び資料3「オンサイト利用に係る諸外国の実態と我が国への示唆」の説明が行われた。次に統計局から、アメリカのリサーチ・データ・センター関係者との面談模様の説明が行われた。説明後、意見交換及び質疑応答が行われた。

(意見交換及び質疑応答の概要)

- 海外では、オンサイト利用の開始により利用件数は増加したのか。また日本では、これまで調査票情報の利用件数は年間何件で、オンサイト利用によりどの程度増加すると考えているか。(県委員)
- 例えばイギリスは現状 230 件程度だが近い将来 1,000 件に達すると想定している。ドイツ連邦雇用庁は 2004 年からスタートして最初は少なかったが、現在 500 件超のプロジェクトが走っている。オランダも最初は少ない体制から始めたが、利用が増えてきて体制を増やしたと聞いている。(小島氏)
- アメリカもニーズの増加により施設数を増やしており、利用件数が増えているとみられる。(統計局)
- 日本では平成 27 年度の統計法第 33 条第 2 号(研究者)の利用が 267 件。同条第 1 号(公的機関)の利用が 2,585 件。利用の推移は伸びている傾向。オンサイト利用の件数の想定は行っていないが、増やしていきたい。(事務局)
- 小島氏の報告のように利用者に対するケアを設計するとなると、相応の体制を想定する必要があると思われるが、どう考えるか。(県委員)
- 諸外国の状況を見ると、人的リソースを拡大する必要がある。統計改革の議論の中でも、オンサイトでの行政情報利用といった、リソースの充実強化につながる話があるので、そうした大きな流れの中で検討したい。(事務局)
- ドイツ連邦雇用庁は経験則を厳格に適用とのことだが、利用者のニーズにどのように対応しているのか。回帰分析についてはどういうチェックを行っているか。ドイツ連邦統計局で分析結果のチェックに関する内部資料を作成しているとのことだが、各種データについての審査の基準を個別に設定しているのか、あるいは、一律に基準を定めているのか。オランダやドイツでは、個票データの利用申請の段階において審査

- をどのように行っているのか。また、データの提供を認めないケースがどの程度あるのか。(伊藤委員)
- ドイツ連邦雇用庁の審査方法について、利用者からの不満や改善要望は一切ないとのこと。ドイツ連邦雇用庁のデータの利用は件数が多くてさばく必要があるのと、元々のデータのサンプル数が大きいため、利用者が不満を感じにくいのもあるのではないかと聞いている。回帰分析については情報がない。ドイツ連邦統計局のマニュアルは内部資料であり、ドイツ語のものしかないとのことなので入手していない。ドイツとオランダの入口審査は、イギリスほどぼっさり落としてないようだが、利用目的と利用者は審査でしっかり見ている。(小島氏)
- 原則ルールをどのように適用しているか各国に質問したが、非常にあいまいな答えしか返ってこなかった。基準を明かすこと自体がリスクになるという認識があるのではないか。(南研究員)
- アメリカでは、回帰分析は基になる度数表に閾値を当てはめてチェックすること。マニュアルは、リサーチャーズ・ハンドブックが WEB 上にあり、調査の種類ごとに審査のために利用者にとってもらうもののパターンが記されている。ただし、その先の審査については、明らかにされていない。(統計局)
- リモートアクセスとあるのは、画面に直接結果が出るのを認めているのか。その場合の審査はどのように行っているか。(安田委員)
- ドイツ連邦雇用庁の場合、トライアルのような形で利用するので、ダウンロードできないということで、そこまで踏み込んで聞いていない。ドイツ連邦統計局の場合、モニターに表示すること自体法律上できない。(小島氏)
- 細かく読めば制限があるというのは分かるが、このまま公表すると、リモートアクセスが一人歩きするのではないかと懸念した。(安田委員)
- 綿密なコミュニケーションと柔軟な対応を心がけている印象。柔軟な対応をするに当たり、どうやって実施しているか、あえて明確にしないのも重要なポイントと感じた。もし実際の攻撃事例の話を知りたいのであれば教えてほしい。(玄田委員)
- 攻撃事例は今までなかったとのこと。ただ、オランダ統計局は利用者が伸びているので、差分攻撃のリスクは心配していた。(南研究員)
- アメリカも具体的な事故はないが、事故が起きた場合を心配していた。(統計局)
- アメリカの国立健康センターでは、違反者の写真が貼付されていた。情報セキュリティ全般の話かもしれないが、詳細は明かせないというのは難しいところ。(廣松座長)
- 利用者が公表する利用結果の権利関係はどうなっているか。(廣松座長)
- Eurostat では、権利については整理しきれていない。イギリスでは明確に公共のものになる。(小島氏)
- 諸外国の先進事例は我が国の参考になる。オンサイトの運営側と利用者の密なコミュニケーションが重要なポイントであることを理解した。日本では仕組み、体制をこれから整えるので、関係機関はご検討をお願いしたい。(廣松座長)

(3) 議題3 一般用マイクロデータについて

統計局から、資料4「一般用マイクロデータの検討経緯」の説明が行われた。説明後、意見交換及び質疑応答が行われた。

(意見交換及び質疑応答の概要)

- 一般用という言葉に込めた重要性を多くの方に知ってもらうため、一般用マイクロデータを活用した場合に利用者が記載すべき文章を準備した方が良い。(玄田委員)
- 一般用マイクロデータという用語は、ここで定義されている「公表された統計表のみから調査票情報を用いずに作成」したものに限定されるのか。(伊藤委員)
- 調査票情報の提供の際に示している文章を参考にしたい。(統計局)
- 第Ⅱ期基本計画に一般用マイクロデータ項目を入れた時は、高校生も含めて一般人が使えるマイクロデータという意味で入れた。(廣松座長)
- 一般用マイクロデータは統計法の制約を受けないので、ホームページから自由にダウンロードできる。(統計局)
- 一般用マイクロデータもそうだが、匿名データ、オーダーメイド集計、オンサイト利用といろいろメニューがあり、リソースが十分確保できるのかどうか心配。現在のリソースを前提として、確実にやれるものはこれという宣言をしても良いのではないかと思う。(廣松座長)

(4) 議題4 統計改革等の動きについて

事務局から、資料5「統計改革関係」、資料6「オープンデータ関係」及び資料7「基本計画の前倒し改定について」の説明が行われた。説明後、意見交換及び質疑応答が行われた。

(意見交換及び質疑応答の概要)

- オンサイトで行政記録情報を利用できるようにするのは賛成。現在の決まりでは行政目的でも使えるか。(縣委員)
- 試行運用では統計法第33条第2号に限定しているが、本格運用では広げる。調査票情報を利用するには、統計作成又は統計的研究の目的要件がかかる。そこで行政記録情報を使うとなると、それぞれの目的ということになると思われる。(事務局)
- 平成19年の統計法改正の目玉の一つが二次的利用だった。オンサイトという新しい取組を始めるのは積極的な取組だが、一方でオーダーメイド集計と匿名データの利用は予想程伸びていない。その点を反省しつつ、現在のリソースでどこまでやっていけるかも考える必要がある。統計への注目が高まっている中で、二次的利用についても更なる進展に向けて、リソースとのバランスを取りながら検討を進める必要がある。諸外国の事例も参考にしながら丁寧に検討していただきたい。(廣松座長)

(以上)

〈文責：統計企画管理官付高度利用担当〉